



福岡県医師会
令和2年9月4日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合の取扱いについて

今般、標記の件につきまして、厚生労働省医政局医事課並びに社会・援護局障害保健福祉部企画課の連名で各都道府県等衛生主管部（局）宛に周知依頼が発出されるとともに、日本医師会を通じて本会に対しても周知依頼がありました。

内容といたしましては、令和2年8月6日に開催された「第10回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において、聴覚障害者・児がオンライン診療をするにあたり、手話通訳者等を第三者としてオンライン診療に参加させることについて検討がなされており、手話通訳者等の位置づけ及び留意すべき事項が下記のとおりまとめられたとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、下記1の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の最終改訂版につきましては、令和元年8月22日付福岡県医発第1360号（地）にてご連絡しておりますことを申し添えます。

記

1. 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月策定、令和元年7月一部改訂、以下「指針」という。）における手話通訳者等の位置づけについて

指針V2.（1）、（2）及び（5）における「第三者」には、手話通訳者等、オンライン診療を支援する者は含まれず、手話通訳者等は、オンライン診療に参加して差し支えないこと。なお、この取扱いは、手話通訳者等が遠隔からオンライン診療に参加する場合も同様であること。

2. オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合の留意事項について

オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合は、以下の手順に沿って実施すること。

- ①手話通訳者等は、オンライン診療に参加することで知り得た秘密を漏らしてはならず、事前に患者とその旨を確認しておくこと

- ②手話通訳者がオンライン診療に参加することについて、診療の前に電子メールやFAX等で医師の了承を得ること
- ③その手話通訳者の識別を可能とする顔写真付き身分証明書の写しを電子メールやFAX等であらかじめ医師に送付すること
- ④医師から患者に通信すること。手話通訳者等が遠隔からオンライン診療に参加する場合は、患者が手話通訳者等を同通信に招待すること
- ⑤診療開始時には医師が手話通訳者等に対して③で送付された身分証明書の写しを照らし合わせる等により本人確認を行うこと

以上

(地 283)

令和 2 年 8 月 2 6 日

都 道 府 県 医 師 会
担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会副会長

今 村 聡



オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合の取扱いについて

今般、厚生労働省医政局医事課並びに社会・援護局障害保健福祉部企画課の連名で各都道府県等衛生主管部（局）に対し、標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

令和 2 年 8 月 6 日に開催しました「第 10 回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において、聴覚障害者・児がオンライン診療を受診するにあたり、手話通訳者等を第三者としてオンライン診療に参加させることについて検討し、手話通訳者等の位置づけ及び留意すべき事項を下記のとおりまとめました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成 30 年 3 月策定、令和元年 7 月一部改訂、以下「指針」という。）における手話通訳者等の位置づけについて

指針Ⅴ 2. (1)、(2) 及び (5) における「第三者」には、手話通訳者等、オンライン診療を支援する者は含まれず、手話通訳者等は、オンライン診療に参加して差し支えないこと。なお、この取扱い、手話通訳者等が遠隔からオンライン診療に参加する場合も同様であること。

2. オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合の留意事項について

オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合は、以下の手順に沿って実施すること。

- ① 手話通訳者等は、オンライン診療に参加することで知り得た秘密を漏らしてはならず、事前

に患者とその旨を確認しておくこと

- ② 手話通訳者がオンライン診療に参加することについて、診療の前に電子メールや FAX 等で医師の了承を得ること
- ③ その手話通訳者の識別を可能とする顔写真付き身分証明書の写しを電子メールや FAX 等であらかじめ医師に送付すること
- ④ 医師から患者に通信すること。手話通訳者等が遠隔からオンライン診療に参加する場合は、患者が手話通訳者等を同通信に招待すること
- ⑤ 診療開始時には医師が手話通訳者等に対して③で送付された身分証明書の写しを照らし合わせる等により本人確認を行うこと

事 務 連 絡
令和2年8月24日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合の取扱いについて

聴覚障害者・児は、医療を受ける際に手話通訳者等に同行を依頼し、医療機関を受診することがある。新型コロナウイルスの流行に伴い、医療現場に同行する手話通訳者の派遣が困難な地域があり、オンライン診療の活用によりこれら課題への対応を求める要望等があることを踏まえ、令和2年8月6日に開催した「第10回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において、聴覚障害者・児がオンライン診療を受診するにあたり、手話通訳者等を第三者としてオンライン診療に参加させることについて検討し、手話通訳者等の位置づけ及び留意すべき事項を下記のとおりまとめたので、貴管下の医療機関に周知していただくよう願います。

記

1. 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月策定、令和元年7月一部改訂、以下「指針」という。）における手話通訳者等の位置づけについて

指針V2.(1)、(2)及び(5)における「第三者」には、手話通訳者等、オンライン診療を支援する者は含まれず、手話通訳者等は、オンライン診療に参加して差し支えないこと。

この取扱いは、手話通訳者等が遠隔からオンライン診療に参加する場合も同様であること。

2. オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合の留意事項について

オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合は、以下の手順に沿って実施すること。

- ① 手話通訳者等は、オンライン診療に参加することで知り得た秘密を漏らしてはならず、事前に患者とその旨を確認しておくこと
- ② 手話通訳者がオンライン診療に参加することについて、診療の前に電子メールやFAX等で医師の了承を得ること
- ③ その手話通訳者の識別を可能とする顔写真付き身分証明書の写しを電子メールやFAX等であらかじめ医師に送付すること
- ④ 医師から患者に通信すること。手話通訳者等が遠隔からオンライン診療に参加する場合は、患者が手話通訳者等を同通信に招待すること
- ⑤ 診療開始時には医師が手話通訳者等に対して③で送付された身分証明書の写しを照らし合わせる等により本人確認を行うこと

以上

事務連絡
令和2年8月24日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合の取扱いについて

聴覚障害者・児は、医療を受ける際に手話通訳者等に同行を依頼し、医療機関を受診することがある。新型コロナウイルスの流行に伴い、医療現場に同行する手話通訳者の派遣が困難な地域があり、オンライン診療の活用によりこれら課題への対応を求める要望等があることを踏まえ、令和2年8月6日に開催した「第10回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において、聴覚障害者・児がオンライン診療を受診するにあたり、手話通訳者等を第三者としてオンライン診療に参加させることについて検討し、手話通訳者等の位置づけ及び留意すべき事項を下記のとおりまとめたので、貴管下の医療機関に周知していただくようお願いする。

記

1. 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月策定、令和元年7月一部改訂、以下「指針」という。）における手話通訳者等の位置づけについて

指針V2.(1)、(2)及び(5)における「第三者」には、手話通訳者等、オンライン診療を支援する者は含まれず、手話通訳者等は、オンライン診療に参加して差し支えないこと。

この取扱いは、手話通訳者等が遠隔からオンライン診療に参加する場合も同様であること。

2. オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合の留意事項について

オンライン診療に手話通訳者等が参加する場合は、以下の手順に沿って実施すること。

- ① 手話通訳者等は、オンライン診療に参加することで知り得た秘密を漏らしてはならず、事前に患者とその旨を確認しておくこと
- ② 手話通訳者がオンライン診療に参加することについて、診療の前に電子メールやFAX等で医師の了承を得ること
- ③ その手話通訳者の識別を可能とする顔写真付き身分証明書の写しを電子メールやFAX等であらかじめ医師に送付すること
- ④ 医師から患者に通信すること。手話通訳者等が遠隔からオンライン診療に参加する場合は、患者が手話通訳者等を同通信に招待すること
- ⑤ 診療開始時には医師が手話通訳者等に対して③で送付された身分証明書の写しを照らし合わせる等により本人確認を行うこと

以上